

指定管理者候補者の選定に係る

審査について（答申）

令和3年10月

佐倉市指定管理者審査委員

令和3年5月14日付佐障第136号にて、市長より佐倉市指定管理者審査委員会に対し諮問のあった令和4年度指定期間開始施設の指定管理者候補者の選定に係る審査について、以下のとおり答申いたします。

## 1 審査対象施設概要

- (1) 名称 佐倉市南部よもぎの園（以下「当該施設」という。）
- (2) 業務内容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による就労継続支援
- (3) 所在地 佐倉市大篠塚 1587 番地
- (4) 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建
- (5) 敷地面積 約 8,372.41 m<sup>2</sup>（全体面積）
- (6) 延床面積 約 352.32 m<sup>2</sup>（施設管理面積）
- (7) 建築年月 昭和 57 年 3 月

## 2 指定期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで（6年間）

## 3 募集要項配付及び申請受付期間

令和3年6月4日から令和3年8月3日まで

## 4 審査基準

審査項目	配点
公共性	15
効用発揮	20
経費（安定した収支計画）	15
物的能力	15
人的能力	20
合理的配慮	5
改善提案	5
人材確保	5
合計	100

※審査の視点等、詳細については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

## 5 評価方法

### (1) 評価ランク

審査基準に基づき、次に掲げる評価ランク（S・A・B・C・Dの5段階）で評価しました。

評価ランク	説明
S（非常に優秀）	業務基準書で示された水準を著しく上回るサービスが提供され、非常に優秀（魅力的・独創的等）な提案内容と思われる。
A（優秀）	業務基準書で示された水準を上回るサービスが提供され、優秀（魅力的・独創的等）な提案内容と思われる。
B（標準）	業務基準書で示された水準と同等のサービスが提供され、おおむね標準的な提案内容と思われる。
C（やや劣る）	業務基準書で示された水準にやや達しておらず、再検討が必要な提案内容と思われる。
D（不適格）	業務基準書で示された水準に達する見込みがない又は逸脱した提案内容と思われる。

### (2) 点数換算

上記評価ランクについて、各配点比率に基づき、審査の視点ごとに点数換算を行い、点数換算後の各委員の合計点を最終的な評価点（500点満点）としました。

審査項目 配点	評価ランクによる点数換算				
	S (100%)	A (75%)	B (50%)	C (25%)	D (0%)
6点	6.00	4.50	3.00	1.50	0.00
5点	5.00	3.75	2.50	1.25	0.00
4点	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00
3点	3.00	2.25	1.50	0.75	0.00

## 6 審査結果

### (1) 申請団体数

1団体

### (2) 申請団体名

社会福祉法人 千手会（佐倉市青菅字木ノ宮大割 1019 番地）

### (3) 審査方法

会議による申請書類審査及び申請団体に対する個別ヒアリング

### (4) 審査の観点

利用者の高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会変化においても市の求める事業が安定的に継続できる体制であるか、利用者の社会的自立と社会参加の促進に寄与する事業内容であるか、利用者の収入の確保に向けて努力がなされるかなどを中心に、総合的な観点から審査いたしました。

### (5) 当審査委員会が当該施設の指定管理者候補者として推薦する団体

社会福祉法人 千手会

### (6) 推薦理由

総体的に判断し、市の求める事業が安定的に継続できる体制であると認められます。

当該施設にて現在実施されている就労継続支援B型事業に加え、生活介護事業を実施する「多機能事業所への移行」や、京成佐倉駅及びJR佐倉駅と当該施設間で利用者の送迎を行う「送迎車の運行」など、利用者を取り巻く状況や障害特性に合わせた新たな取り組みが提案されています。

また、社会変化により就労支援事業所の受注業務が減少した中でも、取引先の新規開拓や販路拡大のための調査や営業、受注業務の拡大など、利用者の収入の確保に向けての努力が期待できます。

さらには、利用者の家族や施設職員への精神的なケアについても取り組みを強化しようとしています。

以上の点を含め、総合的に評価し、社会福祉法人千手会を推薦することといたしました。

### (7) 附帯意見

提案のあった新たな取り組みについては、障害者計画や障害福祉計画などの市の施策や方針を踏まえるとともに、障害福祉課と十分協議しながら実施すること。

## (8) 審査基準に基づく評価

	審査項目	配点	評価点
共通 事項	平等利用	確保されない場合は失格	可
	公共性	75	50.25
	効用発揮	100	54.25
	経費（安定した収支計画）	75	43.25
	物的能力	75	45.25
	人的能力	100	62.50
個別 事項	合理的配慮	25	17.50
	改善提案	25	13.75
	人材確保	25	12.50
合計		500	299.25

※委員5名の合計点

## 7 その他意見等

平成 27 年度の当審査委員会の答申にて、「当該施設の公募による申請団体が1団体のみとなっていることに考慮し、次回の公募にあたっては、その条件や方法の見直し、多くの団体が応募しやすい環境を整えることについて検討すること」との意見を附しましたが、今回も1団体のみ申請となりました。

市においては、毎回申請団体が1団体になってしまう原因を再検証し、次回の当該施設の公募時には複数団体からの申請がされるよう、申請条件等の見直しの検討を行ってください。

また、社会情勢等の変化に遅滞なく効果的に対応できる運営手法について、指定管理者制度の適用が妥当か否かを含め様々な手法の検証を求める指摘もありました。

## 8 委員構成

委員長	八木直人	学識経験を有する者
副委員長	櫻田孝	公募による市民
委員	菅原優輔	学識経験を有する者
委員	室谷利子	学識経験を有する者
委員	吉光孝一	公募による市民

## 9 佐倉市指定管理者審査委員会審査経過

会議	日付	内容
第1回	令和3年5月27日	募集要項その他募集書類及び審査基準に関する審議
第2回	令和3年9月23日	申請書類審査、委員協議
第3回	令和3年10月7日	申請団体個別ヒアリング、委員協議
第4回	令和3年10月14日	答申内容協議

※第2回会議及び第3回会議の委員協議並びに第4回会議については、佐倉市情報公開条例第20条第2号に該当するものとして、非公開としました。

※審査に当たっては、専門的な知見からの意見を得るために、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条第4項に基づき、指定に係る公の施設の管理運営について専門的知識を有する者として、「社会福祉法人大久保学園 理事長 千日 清」氏を、第2回会議及び第3回会議に招致しました。

## 佐倉市南部よもぎの園指定管理者審査基準

	選定基準	審査項目	性質	審査の視点	対応する主な申請書類	配点	
						内訳	項目計
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	◆	欠格事項に該当していないか。	様式1-② 書類7-A~I	該当する場合は、失格	
		(書類不備)	◆	申請書類等に不備はないか。	各書類	不備があった場合は、内容により失格	
		(基本条件)	◆	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。	様式2-①	確保されない場合は、失格	
	◆	必要な資格免許を有しているか。又は、確保できる見込みがあるか。	様式6-① 様式6-②				
共通事項	(1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保すること	① 平等利用	◆	事業計画に偏りはないか。	様式2-① 様式4-①②	確保されない場合は、失格	
			◆	特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。			
		② 公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているか。 (地域に密着した運営を行うため、地域住民、市民活動団体、企業、他事業者等と有機的に連携した管理運営が提案されているか。)	様式2-① (Iア・イ・ウ) 様式6-②	6	15
			●	市の施策に適合した運営方針を有しているか。 (公の施設の設置目的や担うべき役割を理解しているか。)	様式2-① (Iエ)	6	
	●		管理運営における環境への配慮は十分か。	様式2-① (Iオ)	3		
	(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること	① 効用発揮	●	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 (サービスの質の向上のための方策は効果的か。) (実施事業が抱える課題を把握し、今後の運営ビジョンが適切か。)	様式2-① (Iア、II-3ア・ウ)	6	20
			●	施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。	様式2-① (II-3エ)	5	
			●	利用者の要望や意見(苦情を含む)を把握し、適切に対応する方法が提案されているか。	様式2-① (II-3オ)	6	
			●	独自事業の実施方針・内容は適切か。	様式2-① (II-5) 様式4-①②	3	
		② 経費 (安定した収支計画)	●	収支計画の根拠(積算)が明確で、実現可能なものであるか。	様式5-①	3	15
●			運営の効率化について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか。	5			
●			コストカットによるサービス低下の懸念はないか。	4			
●	予定外の収入減・経費増への対応方法は的確か。		3				

	選定基準	審査項目	性質	審査の視点	対応する主な申請書類	配点	
						内訳	項目計
共通事項	(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	① 物的能力	●	団体の経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行うことが可能か。	様式1-⑤ 様式2-① (Iア・イ) 様式7-① 書類7-A~H	3	15
			●	維持管理を良好に行うための仕組みが構築されているか。	様式2-① (II-2) 様式6-③	3	
			●	安全管理・危機管理への取り組みは適切か。 (マニュアルが整備されており、職員への教育周知が行われているか。)	様式2-① (III-4)	5	
			●	個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 (マニュアルが整備されており、職員への教育周知が行われている。)	様式2-① (III-5)	4	
		② 人的能力	●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適切か。	様式2-① (III-1、III-2 ア・イ・ウ・エ) 様式5-① 様式6-① 様式6-② 書類6-A	5	20
			●	適切な人員配置・勤務体制が提案されているか。 (施設の運営に支障がない勤務形態となっているか。)		5	
			●	従業員の処遇改善への取り組みやキャリアアップの仕組みが構築されているか。 (人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされているか。)		5	
			●	従業員の教育研修体制は適切か。 (従業員の高度な専門性は担保されているか。) (人材育成についての考え方や取り組みが適切であるか。)		5	
個別事項	(4) その他公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準	① 合理的配慮	●	利用者の環境や障害福祉サービスの仕組みについて理解されているか。 (サービスの利用にあたり、利用者への合理的配慮がされているか。)	様式2-① (Iア・イ) (II-3イ)	5	15
		② 改善提案	●	就労継続支援の充実(工賃の上昇など)に関し、具体的な提案がされているか。	様式2-① (II-3ウ、 IVア) 様式4-①②	5	
		③ 人材確保	●	従業員の人材確保のための方策が確立されているか。	様式2-① (IVイ) 様式6-②	5	
合計点数						100	

「性質」(記号)の説明	
必須	◆: 支障ある場合は失格とする項目
評価	●: その記載内容について、配点内で評価する項目 (括弧書きは、プラスの評価のポイントとなる事項の例。 例示された事項に限らず、優れた提案があれば評価の対象とする。)



佐障第136号  
令和3年5月14日

佐倉市指定管理者審査委員会委員長 様

佐倉市長 西 田 三十三



指定管理者候補者の選定に係る審査について（諮問）

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号）第5条第2項の規定により、市長は、指定管理者の候補者を選定するときは、佐倉市指定管理者審査委員会の意見を聴いた上で総合的に判断するものとされています。

つきましては、下記の施設における指定管理者候補者の選定に係る審査について、諮問します。

記

- 1 施設名称及び所在地  
佐倉市南部よもぎの園 佐倉市大篠塚 1587 番地
- 2 指定期間  
令和4年4月1日から令和10年3月31日まで  
〔当該施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により6年間を指定期間としているため〕
- 3 公募・非公募の別  
公募
- 4 審査をする上での希望又は意見等  
審査にあたっては、障害福祉制度について専門的な見地からの検討が必要になると思慮されるため、審査におけるオブザーバーの登用を検討されたい。
- 5 前回公募時の公募資料からの主な変更点とその理由  
運営においては、業務の専門性が高く質の高いサービスの提供が求められることから、障害福祉サービスの運営実績（応募日において1年以上）がある法人という条件を付した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援のいずれかの運営実績が応募日時時点で1年以上

## 6 過去の指定管理者審査委員会からの意見等及びその対応状況

### 【意見等】

公募条件等の見直しにより多くの団体が応募しやすい環境を整えることについて検討すること。

### 【対応状況】

当初、指定管理者を募集した際は、市内に本部を有する障害福祉サービスを提供している法人に限定していたが、市内に限定せず一定のサービス提供を行っている法人を応募条件とし、安定したサービスの提供ができる多くの法人が応募できる環境を構築した。